



募金を寄付した利根小学校

歴史資料館ロビー（テラス沼田 2 階）の資料展示

トルコ地震災害義援金の募集を開始しました

2/13～ 募金箱設置：社会福祉課（テラス沼田 3 階）、歴史資料館、白沢・利根支所、利南・池田・薄根・川田地区コミュニティセンター
トルコは、沼田藩家老職の次男として生まれた「山田寅次郎」が、親日の礎を築いたゆかりの地です。個人、学校、企業などからたくさんの寄付がありました。募集は当面継続します。詳細> 



フラワーアレンジメント花・美・和

学書クラブ

第 14 回みんなの発表会（展示会）

2/16～18 テラス沼田 6 階会議室 601・602
市民活動センターホットステーション「ぬまたん家」利用登録団体のうち 2 団体が作品を展示しました。



沼田フォトコンテスト 2022 入賞作品展

3/15～26 テラス沼田 1 階多目的スペース
市内の自然などを撮影した応募写真のうち、入賞作品 20 点を展示しました。



薄根小・中学校が、福祉体験学習教材を寄贈

3/1 薄根中学校
両校は、市の福祉向上に役立ててほしいと、環境美化活動で得た収益金を視覚障害体験グラスなどに充て、市社会福祉協議会に寄贈しました。この取り組みは、平成 9 年度から毎年実施しています。



地域おこし協力隊委嘱式

3/1 テラス沼田 4 階応接室
東京都西東京市出身の山本潤太郎さんは、スキー場のアルバイトをきっかけに沼田に来るようになりました。沼田市交流居住促進協議会（阿部健会長）事務局など移住促進事業に携わります。

福祉医療制度のお知らせ

子ども・障がい者・ひとり親家庭など、医療費の保険診療分の自己負担を市が負担します。

対 象	要 件	申請に必要なもの
子ども	高校卒業（18 歳になっての最初の 3 月 31 日）まで	被保険者証
高齢重度障がい者	身体障害者手帳 1 級・2 級	身体障害者手帳
	障害年金 1 級	年金証書
	特別児童扶養手当 1 級	証書
	療育手帳 A・B 1（B 中）	療育手帳
ひとり親家庭など	障害年金 1 級程度で年金を受給することができない人	所定の診断書
	下記いずれかに該当し、18 歳未満の子を扶養している人とその子 ※ 18 歳になって最初の 3 月 31 日まで ●配偶者と死別または離婚し、現に婚姻していない人 ●配偶者の生死が明らかでない人 ●配偶者から遺棄されている人 ●配偶者が海外にいるため、扶養を受けることができない人 ●配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている人 18 歳になって最初の 3 月 31 日までの父母のいない子	●戸籍全部事項証明書（謄本） ※本市に本籍がない人 ●転入者は、前住所地の所得証明書 父母のいない事実を明らかにする証明

※いずれの申請も**被保険者証**が必要。要件を満たさなくなった場合は資格喪失。喪失事由該当後に福祉医療が負担した医療費は返還していただきます

〈制度の改正〉

4 月から子どもの助成対象年齢を拡大

安心安全な子育て環境のより一層の充実を図るため、対象を中学校卒業までの子どもから高校生世代（18 歳になって最初の 3 月 31 日）まで引き上げます。新高校 2、3 年生世代は申請が必要です。（新高校 1 年生世代は自動更新のため不要）

8 月から重度心身・高齢重度障害者は、所得の基準額（所得制限）が導入

本人または住民票上同一世帯の配偶者・扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹）の対象所得が所得制限基準額を上回る場合は、助成対象となりません。

扶養上の数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者	
	所得制限基準額	給与収入目安額	所得制限基準額	給与収入目安額
0人	3,604,000	約5,180,000	6,287,000	約8,319,000
1人	3,984,000	約5,656,000	6,536,000	約8,586,000
2人	4,364,000	約6,132,000	6,749,000	約8,799,000
3人	4,744,000	約6,604,000	6,962,000	約9,012,000

※対象所得は給与・譲渡・不動産・雑所得（公的年金）など。障害年金や遺族年金などの非課税所得は対象外
※給与収入は助成対象となる上限目安額。給与以外の所得、所得控除により増減
※所得制限基準額は特別障害者手当に準拠するため、制度改正により変更となる場合あり

医療機関受診における注意点

県内医療機関では、健康保険証と一緒に福祉医療費受給資格者証を窓口提示してください。医療費が高額になったときに、限度額適用認定証の提示や電子資格確認をできないと、いったん窓口で支払う場合があります。
※県外医療機関での受診や治療用装具を作成した場合は、領収書を保管しておいてください。手続きにより、翌月以降に自己負担分を支給します
※他の法律や制度によって医療費助成が受けられるときは、福祉医療以外の制度が優先されます

ジェネリック医薬品のご利用を

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と比較して安価で同等の効能があり、自己負担額の軽減や医療費の節約につながります。医師や薬剤師の説明を受けてから利用しましょう。

急な発熱に安心 # 8000 に電話を（携帯電話可）

夜間や休日の電話相談「群馬こども救急相談」をご利用ください。医療機関を受診すべきか迷ったときなど、経験豊富な看護師などが対応します。（医療行為となる診断や治療を行うものではありません）

申請・問合せ 国保年金課医療年金係 ☎ 内線 3133